

# 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和5年1月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyoy\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyoy_furusato.html)

【問合せ先】


内閣府地方創生推進事務局

電話:03-6257-1421

メール:[kigyoy-furusato@cas.go.jp](mailto:kigyoy-furusato@cas.go.jp)

# 企業版ふるさと納税を活用する意義

- ✓ **人口減少・少子高齢化**が進み、**地域の社会課題が複雑化**する中で、**地方公共団体だけで地域課題を解決することは容易ではなく、企業(民)の力を活用し、官民連携により地方創生を進めていくことが必要**。地域経済が縮小する中、**それぞれの地域内の人材や事業者だけで活性化を図ることも難しい**。
- ✓ 一方、SDGsへの関心の高まり等を背景に、**地域の社会課題の解決に積極的に取り組む企業・人材は増えており、こうした民間の資金や人材を地方に還流させる必要がある**。
- 2016年度に創設された**企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）**は、活用実績が着実に増加。単なる資金面での支援にとどまらず、**企業のノウハウ・アイデアや人材を活用した新たな地方創生の取り組みが、全国各地で生まれている**。



**寄附を契機に企業と連携協定を締結する例**や、**寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例**もあり、企業版ふるさと納税の活用を通じ、**様々な形で自治体と企業のパートナーシップが構築**。

**企業版ふるさと納税は、寄附を通じて官民連携を推進する効果的な支援策**

# 企業版ふるさと納税の活用例とメリット

## 企業のノウハウ・専門的知識の活用

- 寄附を活用した事業の実施にあたり、**企業のノウハウを活かす**ことで、**地方創生の取組をより一層充実・深化**することが可能。**「企業版ふるさと納税(人材派遣型)」**により、**専門的知識を有する企業人材の活用**も可能。

〈活用事例〉

### 岡山県真庭市【令和3年度大臣表彰受賞】

- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)の仕組みを全国で初めて活用し、**観光分野の専門的知識を有する企業人材が、コロナ禍における新たな観光振興政策の企画に従事。**
- ・新たな観光振興政策を検討する際、**専門的視点を盛り込むことができるようになり、観光分野の体制強化につなげている。**これまで推進してきた**「観光地域づくり」に民間の視点を活かす**ことで**地方創生の一層の充実・深化**や、**自治体と企業のPR**につながっている。



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office

観光文化発信拠点  
「GREENable HIRUZEN」

## サテライトオフィスの整備等を通じ、交流人口や関係人口の創出にも寄与

- 企業版ふるさと納税の活用に関する**ルールを明確化**し、公募を行うなどすれば、**寄附を行った企業が、寄附を活用して整備したサテライトオフィスを利用することも可能。**(Q&A等参照)

〈活用事例〉

### 石川県能登町【令和3年度大臣表彰受賞】

- ・町と地域金融機関、財務局が対話を重ねて事業を企画し、サテライトオフィスを兼ねたテレワーク施設を**運営するとともに、ワーケーションの誘致**に取り組む。
- ・宿泊施設がワーケーションプランを販売開始し、都市部の社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り、**関係人口の創出**に取り組む。



## デジタル田園都市国家構想交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与

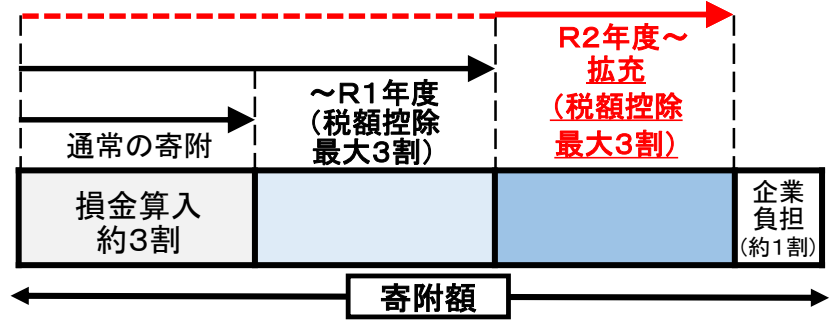
- **デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)**の対象事業に200万円以上又は事業費の1割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合、**横展開型における最長5年間の事業計画の申請**等が可能。(通常の横展開型は最長3年間)

# 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
  - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
  - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
  - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

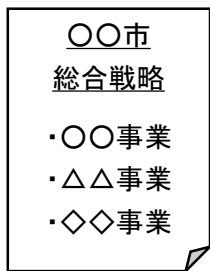


例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

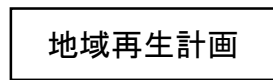
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

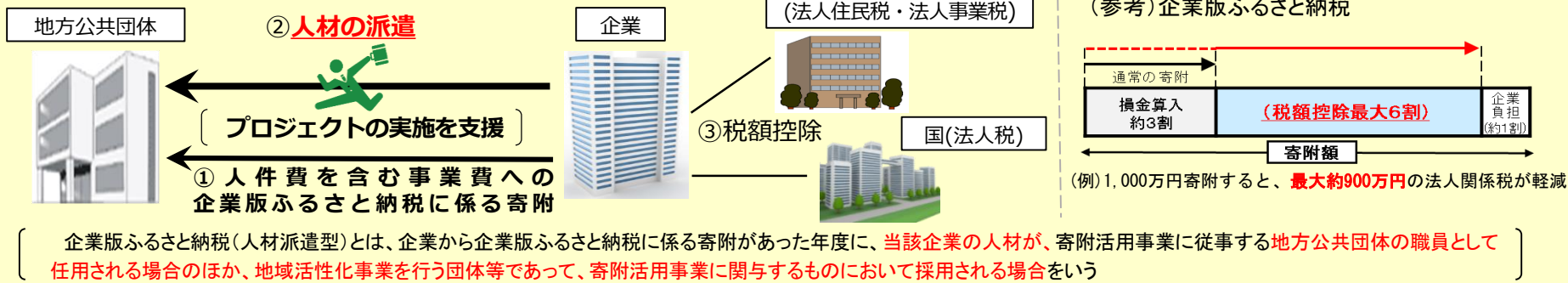


国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,487市町村(令和4年11月11日時点)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

## ○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



### 地方公共団体のメリット

- 専門的ノウハウを有する人材が、寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

### 企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による支援のみならず、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

### ○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの人材受入れなどを対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての経済的利益供与の禁止 など

| 活用団体   | 受入期間                          | 従事する事業        | 企業所在地/人数 | 活用団体    | 受入期間            | 従事する事業          | 企業所在地/人数 |
|--------|-------------------------------|---------------|----------|---------|-----------------|-----------------|----------|
| 岡山県真庭市 | R3/4/1から2年間                   | 観光振興事業        | 岡山市/1名   | 徳島県     | R4/4/1から2年間     | 転職なき移住促進事業      | 東京都/1名   |
| 新潟県    | R3/6/1から1年10ヶ月間               | DX推進事業        | 東京都/1名   | 山梨県甲斐市  | R4/5/1から11ヶ月間   | まちづくり事業         | 甲府市/1名   |
|        | R4/5/11から約11ヶ月間               | 働き方改革推進事業     | 東京都/1名   | 兵庫県神戸市  | R4/6/1から10ヶ月間   | 資源循環促進事業        | 東京都/1名   |
|        | R4/9/7から約7ヶ月間                 | スタートアップ推進事業   | 東京都/1名   | 鳥取県江府町  | R4/7/1から1年9ヶ月間  | DX推進事業          | 東京都/1名   |
| 静岡県裾野市 | R3/6/1から1年10ヶ月間               | 岩波駅周辺整備事業     | 豊田市/1名   | 福岡県北九州市 | R4/7/1から1年間     | 脱炭素化推進事業        | 福岡市/1名   |
| 大阪府貝塚市 | R3/7/1から2年間                   | まちづくり事業       | 大阪市/1名   | 宮崎県高原町  | R4/7/1から2年9ヶ月間  | 官民連携産業創出事業      | 宮崎市/1名   |
| 熊本県    | R3/8/18から約1年11ヶ月間             | 脱炭素化推進事業      | 福岡市/1名   | 北海道厚真町  | R4/7/1から9ヶ月間    | 介護予防推進事業        | 大阪市/1名   |
| 岩手県大槌町 | R3/10/1から1年6ヶ月間               | 防災・協働地域づくり    | 東京都/1名   | 大阪府     | R4/8/1から8ヶ月間    | 成長産業振興事業        | 東京都/1名   |
| 奈良県葛城市 | R3/10/1から6ヶ月間                 | DX推進事業        | 東京都/1名   | 群馬県     | R4/8/1から2年8ヶ月間  | 尾瀬の適正利用と魅力発信事業  | 東京都/1名   |
| 埼玉県横瀬町 | R4/1/1から3ヶ月間、<br>R4/5/1から6ヶ月間 | DX推進事業        | 東京都/2名   | 北海道     | R4/8/1から8ヶ月間    | 官民連携事業          | 大阪市/1名   |
| 富山県南砺市 | R4/1/1から3年3ヶ月間                | 地域エネルギー利用推進事業 | 富山市/2名   | 宮崎県延岡市  | R4/10/1から6ヶ月間   | DX推進事業          | 東京都/1名   |
| 北海道伊達市 | R4/3/1から13ヶ月間                 | 健康産業育成事業      | 刈谷市/1名   | 埼玉県川越市  | R4/10/1から2年6ヶ月間 | グリーンツーリズム整備推進事業 | 東京都/1名   |
| 大阪府阪南市 | R4/4/1から2年間                   | まちづくり関連事業     | 東京都/1名   | 沖縄県宮古島市 | R4/10/1から1年間    | エコアイランド推進事業     | 東京都/1名   |
| 山梨県都留市 | R4/4/1から1年間                   | 教育環境の構築       | 横浜市/1名   | 滋賀県     | R4/12/1から2年4ヶ月間 | 関係人口等創出事業       | 鎌倉市/1名   |
| 熊本県荒尾市 | R4/4/1から1年間                   | スマートシティ推進事業   | 熊本市/1名   |         |                 |                 |          |

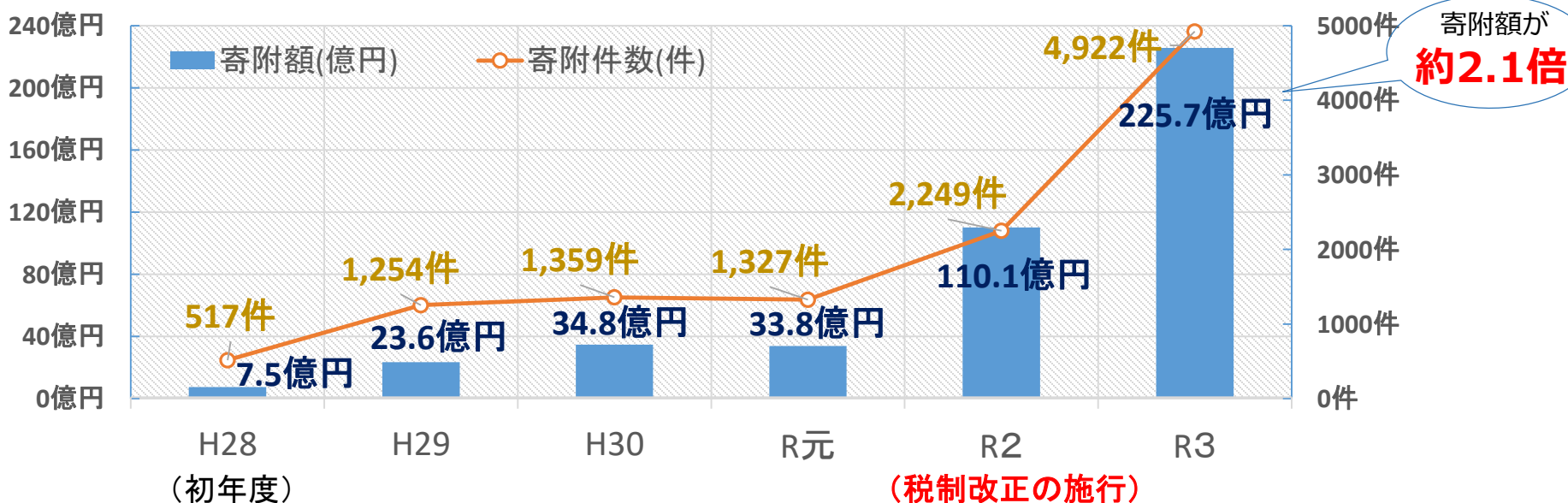
派遣者31名、27団体

# 企業版ふるさと納税に係る令和3年度寄附実績について

- 令和3年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、**金額・件数ともに約2倍**となり、**大きく増加**（金額は前年比約2.1倍の225.7億円、件数は約2.2倍の4,922件）
- 一層の活用促進に向け、**関係府省との連携等による企業等へのアプローチの強化**、地方公共団体等への**支援の充実**（地方公共団体等が主催する地域別のマッチング会の開催を支援等）等を実施

| 区分                | H28年度<br>(初年度) | H29年度             | H30年度            | R元年度            | R2年度<br>(税制改正の<br>施行) | R3年度               | 合計      |
|-------------------|----------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------------|--------------------|---------|
| 寄附額<br>(対前年度増加率)  | 7.5億円          | 23.6億円<br>(+215%) | 34.8億円<br>(+48%) | 33.8億円<br>(△3%) | 110.1億円<br>(+226%)    | 225.7億円<br>(+105%) | 435.4億円 |
| 寄附件数<br>(対前年度増加率) | 517件           | 1,254件<br>(+143%) | 1,359件<br>(+8%)  | 1,327件<br>(△2%) | 2,249件<br>(+69%)      | 4,922件<br>(+119%)  | 11,628件 |

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



# 令和3年度の寄附受入れ実績（都道府県別）

- ほぼ全ての都道府県で活用団体数、金額ともに増加。寄附受入れの前提となる地域再生計画の認定数の増加も寄与
- 令和2年度と比較して、**22府県で活用団体数が2倍以上増加**、**30道府県で寄附額が2倍以上増加**

（金額：億円）

| 都道府県 | 寄附受入実績<br>(R2年度) |          |      | 寄附受入実績<br>(R3年度) |            |            |      |     |
|------|------------------|----------|------|------------------|------------|------------|------|-----|
|      | 認定<br>団体         | 活用<br>団体 | 金額   | 認定<br>団体         | 活用団体       |            | 金額   |     |
|      |                  |          |      |                  | 前年比<br>(倍) | 前年比<br>(倍) |      |     |
| 北海道  | 105              | 61       | 15.8 | 142              | 96         | 1.6        | 38.9 | 2.5 |
| 青森県  | 38               | 11       | 10.8 | 38               | 22         | 2.0        | 1.7  | 0.2 |
| 岩手県  | 20               | 11       | 3.7  | 29               | 22         | 2.0        | 4.7  | 1.3 |
| 宮城県  | 21               | 10       | 1.6  | 25               | 19         | 1.9        | 4.9  | 3.1 |
| 秋田県  | 13               | 9        | 0.7  | 20               | 16         | 1.8        | 1.0  | 1.5 |
| 山形県  | 17               | 8        | 0.7  | 27               | 16         | 2.0        | 1.3  | 1.9 |
| 福島県  | 27               | 16       | 1.8  | 43               | 29         | 1.8        | 6.8  | 3.7 |
| 茨城県  | 27               | 13       | 5.8  | 36               | 27         | 2.1        | 7.5  | 1.3 |
| 栃木県  | 20               | 6        | 0.5  | 23               | 15         | 2.5        | 1.8  | 3.3 |
| 群馬県  | 20               | 11       | 3.4  | 27               | 24         | 2.2        | 17.1 | 5.0 |
| 埼玉県  | 25               | 8        | 0.6  | 47               | 23         | 2.9        | 1.8  | 3.3 |
| 千葉県  | 32               | 11       | 1.2  | 43               | 28         | 2.5        | 2.2  | 1.9 |
| 東京都  | 3                | 3        | 0.2  | 4                | 3          | 1.0        | 0.02 | 0.1 |
| 神奈川県 | 12               | 7        | 1.0  | 21               | 15         | 2.1        | 2.1  | 2.0 |
| 新潟県  | 27               | 19       | 1.7  | 28               | 21         | 1.1        | 1.7  | 1.0 |
| 富山県  | 12               | 7        | 0.8  | 14               | 12         | 1.7        | 2.4  | 3.1 |
| 石川県  | 20               | 10       | 2.2  | 20               | 19         | 1.9        | 2.6  | 1.2 |
| 福井県  | 10               | 3        | 0.2  | 15               | 9          | 3.0        | 0.9  | 4.4 |
| 山梨県  | 24               | 5        | 0.4  | 28               | 15         | 3.0        | 1.1  | 3.0 |
| 長野県  | 39               | 31       | 2.5  | 47               | 36         | 1.2        | 3.8  | 1.6 |
| 岐阜県  | 29               | 12       | 1.3  | 37               | 21         | 1.8        | 2.9  | 2.3 |
| 静岡県  | 23               | 15       | 9.5  | 32               | 28         | 1.9        | 19.7 | 2.1 |
| 愛知県  | 28               | 13       | 5.9  | 45               | 31         | 2.4        | 2.4  | 0.4 |
| 三重県  | 18               | 9        | 1.2  | 22               | 13         | 1.4        | 3.8  | 3.3 |
| 滋賀県  | 13               | 4        | 0.4  | 19               | 13         | 3.3        | 1.2  | 3.3 |

| 都道府県      | 寄附受入実績<br>(R2年度) |            |              | 寄附受入実績<br>(R3年度) |            |            |              |            |
|-----------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|------------|--------------|------------|
|           | 認定<br>団体         | 活用<br>団体   | 金額           | 認定<br>団体         | 活用団体       |            | 金額           |            |
|           |                  |            |              |                  | 前年比<br>(倍) | 前年比<br>(倍) |              |            |
| 京都府       | 20               | 12         | 2.6          | 23               | 12         | 1.0        | 4.9          | 1.9        |
| 大阪府       | 19               | 6          | 1.2          | 33               | 17         | 2.8        | 5.0          | 4.3        |
| 兵庫県       | 29               | 16         | 1.5          | 35               | 25         | 1.6        | 3.2          | 2.2        |
| 奈良県       | 39               | 7          | 0.7          | 39               | 19         | 2.7        | 1.3          | 2.1        |
| 和歌山県      | 24               | 12         | 0.3          | 29               | 23         | 1.9        | 1.4          | 4.7        |
| 鳥取県       | 11               | 7          | 0.4          | 15               | 11         | 1.6        | 0.9          | 2.0        |
| 島根県       | 12               | 8          | 0.6          | 14               | 11         | 1.4        | 1.3          | 2.0        |
| 岡山県       | 24               | 20         | 3.4          | 26               | 20         | 1.0        | 1.8          | 0.5        |
| 広島県       | 16               | 12         | 6.6          | 20               | 17         | 1.4        | 10.7         | 1.6        |
| 山口県       | 17               | 4          | 0.2          | 20               | 9          | 2.3        | 0.9          | 3.7        |
| 徳島県       | 16               | 11         | 3.6          | 25               | 14         | 1.3        | 12.5         | 3.4        |
| 香川県       | 15               | 3          | 0.1          | 16               | 10         | 3.3        | 2.5          | 17.5       |
| 愛媛県       | 16               | 8          | 1.2          | 17               | 14         | 1.8        | 3.1          | 2.5        |
| 高知県       | 25               | 6          | 1.6          | 28               | 12         | 2.0        | 2.1          | 1.4        |
| 福岡県       | 29               | 14         | 2.2          | 50               | 25         | 1.8        | 13.3         | 6.2        |
| 佐賀県       | 21               | 11         | 1.0          | 21               | 13         | 1.2        | 1.9          | 1.9        |
| 長崎県       | 19               | 7          | 0.4          | 22               | 18         | 2.6        | 2.0          | 4.5        |
| 熊本県       | 30               | 15         | 4.2          | 44               | 32         | 2.1        | 6.2          | 1.5        |
| 大分県       | 17               | 9          | 0.6          | 18               | 13         | 1.4        | 1.4          | 2.4        |
| 宮崎県       | 18               | 9          | 0.8          | 27               | 25         | 2.8        | 5.7          | 7.5        |
| 鹿児島県      | 32               | 19         | 3.2          | 37               | 27         | 1.4        | 7.9          | 2.5        |
| 沖縄県       | 19               | 4          | 0.1          | 25               | 16         | 4.0        | 1.5          | 10.8       |
| <b>合計</b> | <b>1,091</b>     | <b>533</b> | <b>110.1</b> | <b>1,416</b>     | <b>956</b> | <b>1.8</b> | <b>225.7</b> | <b>2.1</b> |

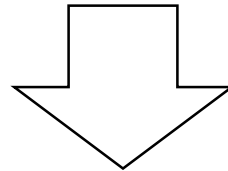
※認定団体：各年度に寄附を受け入れることのできた（各年度末までに認定地域再生計画を有していた）自治体

※端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

## ○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）でのKPI

■企業版ふるさと納税を活用したことのある地方公共団体の数  
1,000団体（2016～2024年度累計）

⇒ 前頁のとおり、制度開始から6か年（2016（H28）～2021（R3））で、  
累計1,028団体が寄附を活用し、**KPIを3年前倒しで達成**



## ○デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）において、 **新たなKPIを設定**

<新たなKPI>

■企業版ふるさと納税を活用したことのある地方公共団体  
1,500 団体（2027 年度まで）



# デジタル田園都市国家構想総合戦略（抄） （令和4年12月23日 閣議決定）

## 第4章 各分野の施策の推進

### 1. 分野横断的な施策の推進

#### ②地方への資金の流れの創出・拡大

##### 【具体的取組】

##### (b)企業版ふるさと納税の一層の活用促進

- ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。

## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

### 1. 取組方針

#### (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

#### ②人の流れをつくる

##### 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

感染症拡大を契機としたテレワークの導入拡大により、住む場所に捉われない働き方の浸透が一定程度進んでいることを好機と捉え、どこでも同じように仕事ができるよう必要な環境整備を推進することが重要である。

具体的には、デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）や副業・兼業による「転職なき移住」を更に推進するなど地方への人材の還流を促しつつ、地理的・時間的な条件にかかわらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整えるため、企業版ふるさと納税やデジタル田園都市国家構想交付金等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2027年度末までに全国の地方公共団体1,200団体における設置を目指し、引き続き取り組む。また、地方創生テレワークに取り組もうとする企業への相談対応や優良事例の表彰等により、企業の取組を一層推進する。

（略）

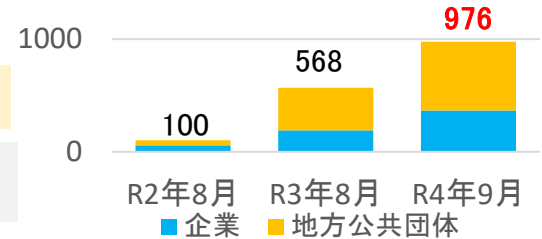
# 活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会一

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置。(2022年10月時点:29分科会)



- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

分科会会員数の推移



## 企業版ふるさと納税 分科会 (企業366団体、地方公共団体610団体 ※R4.9時点)

### 課題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

### ○2021年度開催実績

- 第1回: 7月15日 (WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回: 9月2日 (WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回: 10月13日 (WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回: 11月18日 (WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回: 1月18日 (WEB開催) 自治体64団体、企業54団体
- 第6回: 2月9日 (WEB開催) 自治体91団体、企業44団体

- ・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)
- ・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定
- ・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)
- ・「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」相談会として開催
- ・メインテーマを設定(サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決)

### ○2022年度開催実績(合計6回程度開催予定)

- 第1回: 7月14日 (WEB開催) 自治体151団体、企業46団体
- 第2回: 8月31日 (WEB開催) 自治体116団体、企業78団体
- 第3回: 10月28日 (WEB開催) 自治体78団体、企業107団体
- 第4回: 12月1日 WEB開催
- 第5回: 1月25日 開催予定**
- 第6回: 2月下旬 開催予定**

- ・メインテーマを設定(①サテライトオフィス等の整備、②スタジアム・アリーナ、文化・教育施設の整備)
- ・メインテーマを設定(①地域の女性活躍・子育て支援、②孤独・孤立対策、③移住・定住(地方創生テレワーク等)の推進)
- ・メインテーマを設定(①デジタルの力を活用した地域の社会課題の解決、②脱炭素社会の実現(環境保全・エネルギーを含む))
- ・メインテーマを設定(「①観光・交流、②国土強靱化(防災・減災、災害対応等、③人材派遣型の活用(デジタル人材等)」)

# 企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 ー関係省庁・関係団体との連携等ー

企業版ふるさと納税の更なる活用促進に向け、**関係省庁・関係団体等と連携**して、**マッチング会の開催や制度の周知**を実施するとともに、**地方公共団体との連携による地域別のマッチング会**の開催も支援。

## ○ 内閣府・関係省庁共催のマッチングイベントの開催

| 開催日      | 主催(共催)    | イベント名   |
|----------|-----------|---|
| R4.2.22  | 内閣府・環境省   | 企業版ふるさと納税の活用に向けた企業と地方公共団体とのマッチング会<br>～地域脱炭素の推進に向けて～   |
| R4.2.28  | 内閣府・経済産業省 | 地域経済活性化に向けた企業版ふるさと納税活用セミナー&マッチング会                     |
| R4.10.18 | 内閣府・経済産業省 | 自治体×企業 ビジネスマッチング会<br>～地域課題はビジネスチャンス！企業版ふるさと納税も活用できる！～ |

## ○ 関係省庁・関係団体のイベントでの周知等

| 開催日      | 主催等   | イベント名                                  |
|----------|---|--|
| R3.9.22  | 経済産業省・日本公認会計士協会共催                           | 特別オンラインセミナー 企業のデジタル戦略、SDGsによる企業成長と地域貢献 |
| R3.10.27 | 環境省、and Beyondカンパニー<br>(事務局NPO法人ETIC.)      | 地域循環共生圏フォーラム2021                       |
| R3.11.18 | 消費者庁  | 消費者志向経営に関する連絡会                         |
| R3.12.15 | スポーツ庁                                       | 地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー           |
| R3.12.16 | 経済産業省                                       | 企業版ふるさと納税説明会                           |
| R4.5.20  | (一社)ギフトサプライヤー協会                             | ギフサ2022総会                              |
| R4.10.25 | 環境省   | 地域循環共生圏フォーラム2022                       |
| R4.11.4  | (一社)日本テレワーク協会 (主催)<br>(一社)全国古民家再生協会 (ブース出展) | デジタル田園都市 supported by テレワーク            |
| R4.11.28 | 環境省   | 地域脱炭素推進のためのネットワーク構築 ～地域脱炭素ワーキングイベント～   |

# 活用促進に向けた国や地方公共団体等の取組（令和3年度以降）②

## (3) 地方公共団体主催イベントでの説明（内閣府が登壇したイベントを記載）

| 開催日                     | 主催   | イベント名   | 参加団体数                    |
|-------------------------|--|---|--------------------------|
| R3.8.3                  | 富山県  | 企業版ふるさと納税説明会  | 県内:13団体                  |
| R3.8.30                 | 熊本県玉名市   | たまな未来創造塾  | 企業:25社                   |
| R3.11.2                 | 奈良県(奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会)                           | 企業×自治体マッチング会  | 県内:25団体 県外:6団体<br>企業:28社 |
| R4.11.28                | 北海道  | 地域再生計画未策定市町村向けワークショップ   | 道内:9団体                   |
| R4.12.6                 | 奈良県(奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会)                           | 企業×自治体マッチング会  | 県内:17団体 県外:1団体<br>企業:22社 |
| R5.2.9<br>~2.15<br>(予定) | 8府県<br>(岩手県・福島県・福井県・<br>滋賀県・大阪府・島根県・<br>高知県・熊本県) | 「THE 地方創生WEEK～企業版ふるさと納税で地方を応援～」<br>・8府県と内閣府の共催により、地域別のマッチング会を開催。<br>(内閣府が開催を支援) |                          |

## (4) 金融機関主催イベントでの説明（内閣府が登壇したイベントを記載）

| 開催日             | 主催        | イベント名                               | 参加団体数                    |
|-----------------|-----------|-------------------------------------|--------------------------|
| R3.8.30         | 興能信用金庫    | 第5回奥能登2市2町連絡会議                      | 県内:5団体 企業:4社             |
| R3.12.16        | (株)武蔵野銀行  | 「企業版ふるさと納税制度」活用のポイントセミナー            | 企業:167名                  |
| R4.2.4          | (株)広島銀行 等 | 官民連携の手法と実践セミナー                      | 約180名                    |
| R4.3.10         | (株)山陰合同銀行 | 島根県企業版ふるさと納税 パートナーシップ構築のためのオンライン説明会 | 県内:13団体 県外:2団体<br>企業:36社 |
| R4.12.6         | (株)群馬銀行   | 企業版ふるさと納税マッチング会                     | 県内:10団体、企業:40社           |
| R5.1.18<br>(予定) | (株)七十七銀行  | 企業版ふるさと納税マッチング会                     |                          |

- ◆企業版ふるさと納税を、**シティプロモーションの機会**と捉えること。
- ◆地域課題解決に資する事業づくりをおこなうため、**事業構想段階から企業とともに事業を作り上げる事例**も生まれてきている。  
**企業に訴求する、魅力ある事業づくり(社会的に注目度の高い事業等)**が重要。
- ◆**企業とのネットワークを持つ関係部署との庁内連携**が重要。  
 (商工担当部局、企業との包括連携協定の担当部署、東京事務所等)
- ◆**首長などによるトップセールスや、独自のチラシを作成**することも有効。
- ◆再度の寄附獲得に向け、寄附活用事業の進捗や成果の報告なども含め、**企業に対するきめ細かなフォロー**を。

## 自治体における取組事例

- ・**県・市町村が一体**となって企業版ふるさと納税の活用を促進するため、**企業版ふるさと納税連絡協議会を設置**。(事務局:県の市町村担当課)  
 協議会主催による**マッチング会の開催**や、企業と自治体の仲介、情報提供等を実施。  
 県のホームページには、県内市町村も含めた**寄附募集事業の動画を掲載**。  
 ⇒**リーダーを中心に、県・市町村が密接に連携して取り組むことが重要**。
- ・**原課(事業担当課)**の担当課長が、事業実施の財源確保のため、マッチング会への参加に加え、**企業を訪問して寄附獲得に向け奔走**。  
 ⇒**企業版ふるさと納税担当課だけでなく、事業担当課との連携**。  
 特に、企業に対しては、**事業担当課とともに直接事業の魅力等を伝える**ことも有効。
- ・**市独自の寄附募集のチラシを作成**し、市長が企業を訪問してアプローチ。  
 ⇒**内閣府ポータルサイトに掲載しているリーフレットの活用と併せ、事業の魅力や、自治体の魅力を伝える広報媒体を用意**することも有効。

## 内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーの考える、制度活用のポイントをご紹介します！

### ①官民連携 × 晝田 浩一郎（ひるた こういちろう）アドバイザー

#### 企業と自治体がどんな「まち」にしたいか対等に対話する

- ✓ 地域を巻き込み一緒に事業を行ってくれる、地方創生に積極的な企業と対話を重ねる。
- ✓ こんなまちが良いといったビジョンを企業・行政で共有して、取り組みを開始する。

#### 地元企業を巻き込む

- ✓ 市外企業だけではなく、地元企業も巻き込みながら一緒に事業立案を進める。
- ✓ 企業版ふるさと納税の寄附だけでなく、地元企業からの協賛に繋がることもある。

#### 意思決定権者に事業の想いを直接伝える

- ✓ 企業の意思決定権者にアポイントを取り、事業の想い・ビジョンを直接伝えることで共感を得られる。
- ✓ 職員のコネクションを活用し、まずは、既存の関係性がある企業にアプローチを行う。



晝田 浩一郎（ひるた こういちろう）  
アドバイザー

### ②企業へのアプローチ × 吉弘 拓生（よしひろ たくお）アドバイザー

#### ウェルビーイングな視点

- ✓ 企業と長期的に良い関係を構築する。
- ✓ 企業に事業への共感を得てもらうことが、寄附に結びつくポイント。

#### 企業との関わりを持つ機会に積極的に参加する

- ✓ 内閣府主催のマッチング会をはじめとした各種イベントへの参加
- ✓ チラシの作成、トップセールスの実施

#### 庁内連携とスピード感の重要性

- ✓ 内閣府主催のマッチング会等を契機に、企業との調整、寄附の受領までスピード感が重要。
- ✓ 人材派遣型の活用の際には、職務内容と人材イメージを庁内の複数の部局で議論・共有する。



吉弘 拓生（よしひろ たくお）  
アドバイザー

## ③人材派遣型活用企業 × 山内 幸治（やまうち こうじ）アドバイザー

### 企業の既存の枠組みを超えた取り組み

- ✓ 企業も、より当事者意識を持って、地域課題に関わるため人材派遣型を検討している。
- ✓ 本業と違う領域の事業の場合も、幅広く「課題解決」というプロセスについて取り組んでいる企業もある。

### パートナーシップのプロセス

- ✓ 自治体の目指す姿に共感し、お互いがwinwinの関係が理想。対話を重ねて、関係が深まっていくことがウェルビーイングにつながる。
- ✓ 人材派遣型の活用には、人材のマッチングが重要。（職務と社員のスキルの一致）



山内 幸治（やまうち こうじ）  
アドバイザー

## 教えて！マッチング・アドバイザー

**Q1** 必ずしもSDGs、ESGに寄与しない事業の企業への訴求方法は？

吉弘：SDGsと関係なくても、いかに**事業へ共感を持っていただけるか**が大切。

晝田：**まちづくりのビジョンと、どのような企業とやりたいかを明確にするのが大事。**

そのうえで、当該企業が何を望んでいるか、どういった形であれば連携できるかをしっかりヒアリングする。**企業との対話を重ねることが事業のPRに繋がる。**

**Q2** 大企業が自治体へ寄附を決定する際のプロセス、株主に対する説明はどのようなものか？

山内：全国展開企業の場合、なぜその地域へ寄附するかという理由を強く求められており、寄附を行う上での統一された基準があり、基準に沿って寄附先を選定することが理想。また、株主に対しては、事業の社会的影響力やそれに対する説明責任が求められる。**会社ごとのミッションと寄附事業を紐づけるかが重要**になる。

※本資料は、令和4年12月7日開催の「第2回企業版ふるさと納税の活用に向けた自治体職員向け研修会」の中での、内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーのコメントを抜粋したものです。また、あくまで各人の見解に基づくものになりますので、ご留意願います。

※当日の様子はこちらからご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=i51lzyeqwyE>

# サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し**、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人々がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重要視**。  
企業において、**生産性・付加価値の向上、社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

## 目標

企業進出や移住等の推進に向け、  
**サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を1,200団体に（2027年度末まで）**

※デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）より

## 形態の例

### サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス  
（単独利用、複数利用どちらも含む）



### シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。  
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



### コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の  
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



**政府としての促進策を用意**（企業向けの企業版ふるさと納税等）

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、**公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（ルールを明確化）**



# サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

## ○ 企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィス整備等の例

### 地方公共団体が借り上げ

#### 北海道美唄市：美唄ハイテクセンターのオフィスを無償で一時貸付

- ・ 第三セクター所有施設内の**オフィスを地方公共団体が借り上げ**、市内に進出を検討している企業等に**お試しオフィス**として1週間程度無償で貸付。
- ・ 実際に入居を希望する企業は自己負担で賃貸契約も可能。



### 地方公共団体等が整備・運営

#### 石川県能登町：テレワーク施設を活用したワーケーションの推進

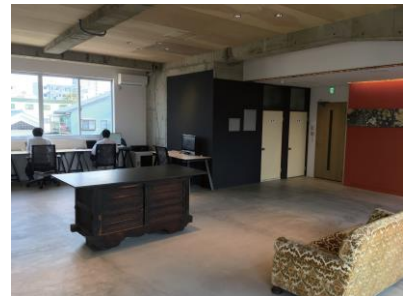
- ・ 関係人口や移住人口の増加に向け、**サテライトオフィスを兼ねたテレワーク施設を運営**するとともに、**ワーケーションの誘致**に取り組む。
- ・ 宿泊施設がワーケーションプランを販売開始し、都市部の社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り、関係人口の創出に取り組む。



### 民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援

#### 福井県鯖江市：空き家利活用のマッチング・改修支援

- ・ 市が空き家の所有者に活用方法を提案するとともに、空き家を活用したい企業に情報提供を行うなど、**空き家利活用のマッチング**を実施。
- ・ 企業などがサテライトオフィス等として空き家を活用する場合の**改修工事**に対して市が**補助**を行う。



# 「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説①

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説  
—企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている法人の皆様へ—

令和4年6月27日  
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています（具体的な条文は地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の第13条です。）。

以下では、このことについて、一問一答の形式で解説を行っております。

なお、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第11版）＜事業実施・実施状況報告編＞」（令和4（2022）年1月17日、内閣府地方創生推進事務局。以下「Q&A」といいます。）も別途、公表しておりますので、ご関心があれば、併せてご覧ください。

また、解説の内容について、適宜、拡充を図っていくこととしています。

＜主な内容＞ ※詳細は、本日の資料P18～P23又は以下URLを参照ください。

- ◆許容される事例（感謝状の贈呈、地公体HP・広報誌での寄附企業名の紹介、銘板の設置等）
- ◆寄附先の地方公共団体からの受注等  
（法令遵守、寄附企業と他企業で別異の取り扱いをしない、手続きの公正性・透明性に係る説明責任等）
- ◆寄附企業によるサテライトオフィスの利用（利用のための公募、利用料等の条件で寄附企業と他企業を区別しない等）
- ◆競技場の利用（地域住民や他団体による利用を排除しない、利用料等の条件で寄附企業が運営するチームと他の利用者と区別しない等）

＜掲載ページ＞ 企業版ふるさと納税ポータルサイトの「Q&A」に掲載

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

## 【総論】

総一問 1 寄附の代償（見返り）として禁止される事例は何ですか。

総一答 1 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されています。

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

※ 参考：Q & AのQ5-1-1

総一問 2 寄附の代償（見返り）には該当せず、許容される事例は何ですか。

総一答 2 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されておりません。

- 寄附を行った法人に対し、感謝状やこれに類するものを贈呈すること
- 地方公共団体のHPや広報誌等において、寄附を活用して実施している事業の紹介に併せて、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて紹介すること
- 寄附を活用して整備した施設等に銘板等を設置し、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて列挙すること
- 社会通念上許容される範囲内で記念品やこれに類するものを贈呈すること

※ 参考：Q & AのQ5-1-2

## 【契約一般】

契—問 1 寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

契—答 1 競争入札によるか、随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

### ※ 補足説明その 1

地方公共団体において必要となる取組みとは、入札及び契約に関する次の 3 つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

ただし、③に関し、随意契約によることができる場合の具体的な基準が法令の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることなどに照らし、一般競争入札や指名競争入札による場合に比べて、より一層、手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

### ※ 補足説明その 2

万が一、受注等を行う上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q & A の Q 5 - 2 - 1、Q 5 - 2 - 2

契—問 2 過去に契約関係にあった地方公共団体や、現に契約関係にある地方公共団体に対し、寄附を行うことはできますか。

契—答 2 原則として、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには該当しないことから、寄附を行うことができます。

※ 参考：Q & A の Q 5 - 2 - 3

## 【施設等の利用】

施—問1 寄附により整備されたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースなども含む。）を、寄附を行った法人が利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

施—答1 まず、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者も利用しているというケースが挙げられます。この場合には、利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている事例を除いて、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者は利用していないというケースが挙げられます。この場合に、地方公共団体において、利用のための公募が行われ、その他の者が将来的に利用することが排除されていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

### ※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（サテライトオフィス等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

### ※ 補足説明その2

『寄附を行った法人による専属的な利用』には当たらない、と認められるためには、地方公共団体において、利用のための公募が行われることが必要です。そして、この公募では、寄附を行った法人以外の者も同じ条件で施設を利用することを可能とするために募集の手続きが採られることが重要です。併せて、寄附を行った法人以外の者が将来的に利用することが排除されることのないよう、地方公共団体において取り扱うことも必要です。

### ※ 補足説明その3

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人のみに対して施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。

## 【施設等の利用】

施—問2 プロスポーツチームの運営会社から受けた寄附により、同チームの本拠地として使用されるための競技場が整備された場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答2 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



### ※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

### ※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

### ※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問2に対する施—答2と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ&AのQ5-5をご参照ください。

### ※ 補足説明その4

なお、プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場を地方公共団体が整備するに先立ち、当該地方公共団体が議会や地域住民に対し、その必要性や公益性等に関して十分に説明責任を果たすべきことは、言うまでもありません。

# 「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑥

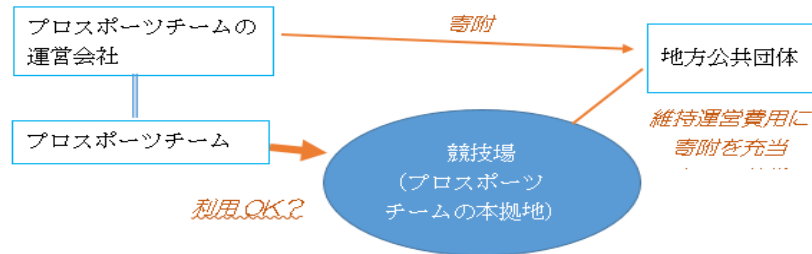
## 【施設等の利用】

施—問3 プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場が整備され、同チームの運営会社から受けた寄附により、その競技場の維持運営事業が行われている場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答3 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



### ※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

### ※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

### ※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問3に対する施—答3と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ5-5をご参照ください。

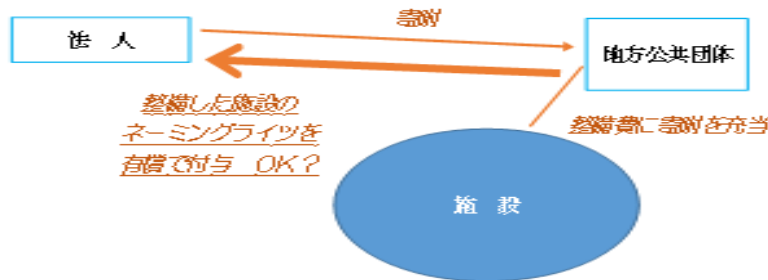
## 【ネーミングライツ】

ネー問 寄附を行った法人が、寄附をした地方公共団体との間で、その寄附により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

ネー答 地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

なお、施設等の整備に関する事業が寄附を活用して行われるものか否かによって、結論が左右されるものではありません。

【図】



### ※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、例えば、優先交渉権者の選定に際して寄附を行った法人しか応募できないような不合理な条件を設けることによる、当該法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

### ※ 補足説明その2

万が一、契約を締結する上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q&AのQ5-3-1

なお、無償のネーミングライツ契約の締結については、Q&AのQ5-3-2をご参照ください。